

公立大学法人沖縄県立芸術大学教員人事委員会規程

令和 7 年 3 月 25 日
沖芸大規程第156号

(設置)

第 1 条 公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）における教員人事に係る基本的事項を全学的視点に立って審議するため、法人に大学教員人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育研究審議会に報告する。

- (1) 教員人事の基本方針に関すること。
- (2) 退職教員の補充方法に関すること。
- (3) 教員研修の基本方針に関すること。
- (4) その他教員人事の全学的事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 常勤の理事 2 名
- (3) 美術工芸学部長
- (4) 音楽学部長
- (5) 芸術文化研究所長
- (6) 理事長が必要と認める教授 2 人以内

2 前項第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て理事長が定める。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日理事長決裁）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（沖縄県立芸術大学人事委員会規程の廃止）
- 2 沖縄県立芸術大学人事委員会規程（令和 3 年沖芸大規程第 75 号）は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。